

Title	Thomas Aquinasの利息論
Sub Title	
Author	小泉, 信三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.9 (1920. 9) ,p.1259(75)- 1264(80)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200901-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法學博士 瀧本誠一先生新著

日本經濟史

菊判 背字
特製箱入
定價五圓
送料二十七錢

本書は主として經濟的ニ日本古來ノ制度ヲ研究セントスルノ士ノ爲メニ編纂セ
ルモノニシテ封建制度、田制其他アルナル材料ヲ集メテ著者獨特ノ筆勢ニヨリ
良ク當時ノ状態ヲ洞察セル誠ニ本書ノ右ニ出ルモノナキヲ信ス。

小泉 信三 先生の新著

經濟學說と社會思想

四六 判
二百八十頁
定價壹圓八拾錢
送料十二錢

著者ハ巴ニ經濟學說ノ研究、社界思想ノ考察ニ定評アリ新ニ多年ノ研究ヲ一著
トナシ公開シテ後進者ノ爲メニ資セントス題シテ經濟學說ト社界思想トス庶ク
ハ本書ニヨリテ貴下ノ疑問ヲ水解セラレシコトヲ

雜 錄

Thomas Aquinas の利息論

小泉 信三

Thomas Aquinas の大著 Summa Theologica の英譯に就て
は本誌前々號に紹介文を掲げたり。今少しく之を補はんが爲め
試みにその利息を論じたる一小節を翻譯す。但し予は此書の拉
丁版を知らざるを以て、疑義を原文に就て質すこと能はず。
K. Diehl und P. Mombert 編 Ausgewählte Lesestücke zum
Studium der politischen Oekonomie 載するところの獨逸譯文
を參照して纔かに甚しき過謬なからんことを期したるのみ

Summa Theologica 第六拾八問、貸借上に於
て犯さるゝ利息の罪に就て、

第一題 貸附けたる貨幣に對して利息を徴
するは果して罪惡なりや否や

反對(罪惡にあらずとなす)說の一に曰く、貸

著 士 博 本 瀧
言 家 一 濟 經
錢 七 廿 料 送 錢 十 五 圓 六 價 定

著 士 博 江 堀
論 合 組 働 勞
錢 二 十 料 送 圓 二 價 定

附けたる貨幣に對して利息を取るは罪惡にあ
ざるが如し。奈何となれば何人も基督の轍を履
むことに由て罪を犯かすことなければなり。然
るに主は己れに就て云へり(路加傳、第十九章二
三節)「然るに何ぞ」我來るとき本と利を得んが
爲に「我金を免錢肆に預けざりしや」と。故に貨
幣を貸し之に對して利息を取るは罪惡にあらず
るなりと。

反對說の二に曰く、また詩篇第十九篇七節
(註一)によれば、エホバの法はまたし、蓋しそは
諸惡を禁ずればなり。然るに一種の利息は神法
の許容するところたり、申命記第二十三章十九、
二十兩節によれば、汝の兄弟より利息を取るか
らず即ち金の利息食物の利息など凡て利息を生
ずべき物の利息を取べからず。他國の人よりは
汝利息を取らざると云へり。否これのみなら
ず申命記第二十八章十二節によれば利息は更に

進んで遵法に對する報賞として約束せらるゝなり。汝は許多の國々の民に貸ことをなすに至らん借ことなかるべしと。故に利息を取るは罪惡にあらざるなりと。

反對説の三に曰く、また人事に於ては正邪は民法の決するところなり。然るに民法は利息を取ることを許容せり。故にそは適法の事なるが如しと。

反對説の四に曰く、また教訓は之に従はざるも罪惡たることなし。然るに吾人は諸教訓中の一として何を望まずして貸與へよ(路加傳第六章三五節)と云へるを見る。故に利息を取るは罪惡にあらざるなりと。

反對説の五に曰く、また人がなすの義務なきことを爲すに對して代價を受くるも其は直ちに罪惡たらざるが如し。然るに貨幣を有するものは必しも常に之を其隣人に貸與するの義務な

し。故に人の時として是を貸し、之に對して代價を受くるは正當なりと。

反對説の六に曰く、また銀の之を鑄て貨幣となせるものと之を鑄て容器に造れるものとは種に於て異なることなし。然るに銀器の貸借に對して代價を受くるは正當なるを以て、銀貨の貸借に對して代價を受くることも亦正當なり。故に利息はそれ自體に於て罪惡たるものにあらずと。

反對説の七に曰く、また何人もその所有者が任意に與ふるところの物を正當に受けることを得、今借財をなすものは任意に利息を支拂ふなり。故に債主は正當に利息を受くることを得べしと。

然るに之に反して出埃及記第二十二章二十五節には云へり、汝もし汝とともにあるわが民の貧き者に金を貸す時は金貸のごとくなすべから

ず又これより利足をとるべからずと。

予〔Thomas Aquinas〕の答へに曰く、貨幣の貸附に對して利息を取るはそれ自體に於て不當なり。奈何となれば、是は全く實在せざるものを賣るの擧にして、正義と相容れざる不衡平に導くこと明白なるを以てなりと。

此理を明にせんが爲めには或種のもの、使用は直ちに其消費を意味することを思はざる可からず。即ち飲用によつて葡萄酒を消費し、食用して小麦を消費するが如し故に此種の物に在りては用は物自體と離して別に之を數ふ可からず。物の用を許されたるものは正に物その者を與へられたるなり、此故に此種の物を貸與するは即ち所有を移すに外ならず、從て人ありて、葡萄酒と葡萄酒の用とを別に賣らんとせんか、此人は同一物を二度賣り、又は實在せざるものを賣ることゝなるべく、明かに不正の罪を犯すもの

たるべし。同様の理に由て葡萄酒又は小麦を貸與し、之に對して同量物の返還と、利息と稱する使用の代價と、二個の報償を求むるものは明かに不當の擧を敢てするものたるべし。

他面に於てその使用は消費を意味せざる物件あり。即ち家屋の使用は之に居住するに在りて、之を破壊するに在らざるが如し。故に此種のものにありては二者を分ち與ふるを得べし。例へば人ありて其家屋の所有を他に讓渡し、同時に一定時間其家屋の使用を己れに保留するか、又は其反對に所有を保留しながら家屋の使用を他に許すことを得べし。此理由によりて人は家屋貸借の場合に行はるゝが如く、當然その家屋の使用に對して對價を求め、猶ほ併せて、貸與せる家屋に對する權利を主張することを得べし。

然るに今貨幣は、哲學者〔Aristoteles〕によれば(倫理學第五篇政治學第一篇)先づ交換の目的の

爲めに發明せられ、從て貨幣の本來主要なる用法は之を消費し、又は他に交附して交換に投するに在り。故に貸附けたる貨幣の使用に對して、利息と稱する代價を徴するは貨幣の本質上不當にして許す可からず。而して一般に不當に收得せる貨物は之を還附せざる可からざると同じ理に由て、利息として徴せる貨幣は之を還附せざる可からざるなり。

〔上掲〕第一の反對説に對する答、此章句に所謂利息は神が吾人に求むる精神財の増加を形容したるものと解せざる可からず、蓋し神は常に吾人が神より受くる財の益々多からんことを望めばなり。而して是は吾人の爲めの利福にして神の爲めの利福にあらずるなり。

反對説の二に對する答、猶太人はその同胞即ち他の猶太人より利息を取ることを禁せられたり。利息は之を何人より徴するも直ちに惡なるよりせずして貸すことを拒みたり (Multi non causa nequitiae non fererati sunt) とあるが如く單に貸附の義に解すべきものなり。即ち猶太人には報賞として能く他人に貸附をなすことを得しむるが如き殷富が約せられたるなり。

反對説の三に對する答、人法は不完全なる人間の現状と、又一切の罪惡を嚴罰を以て禁止するときは許多の利益の失はざる可からざるものあるとに鑑み、或種の事を罰せずして放置す。されば人法は利息を容認するも、之を正義に適合することとして許さず、許多の人の利益を妨げられざらんが爲めに許すなり。故に民法は規定すらく「使用に依て消費せらるる物に就ては、自然的理由によりして民法上の理由によりしても利益を許さず」と、また利息を容認することに依て「Senat は此種の物に對して利益權を設定せず(またする事能はず)單に準利益權を設定せる

は是事に由て知ることを得べし。何となれば吾人は何人をも吾が隣人同胞として遇せざる可からず、就中凡べの人の召さるる、福音の國に於て殊に然るを以てなり。故に詩篇第十五篇五節(註二)には何等の制限なく「貨をかして過たる利をむさばらず」と云ひ、又以西結書第十八章八節には「利を取て貸す息を取ず」と云へり。但し彼等は他國人より利息を取ることを許されたりと雖も、之は道徳上至當の事として許されたるにはあらずして、以賽亞書第五十六章十一節に記せる如き貪欲に陥りて、爲めに「眞の」神の崇拜者なる猶太人より利息を取るてふ、一層大なる罪を犯かさしめざらんが爲めなり。

「汝は許多の國々の民に貸 foeneraberis ことをなすに至らん」と云へるが如く、その報賞として彼等に約せられたるところに於ては *ferus* なる語は *Ecclus. XXXIX. 10.* に多くの人は邪惡の心のみ」(Constitutio, lib. II. Tit. 4. De Usufuctu) 又哲學者は自然の理由の導くところに従ひ、利息に由て行ふ貨殖は最も自然に反するものなり」と云へり(「政治學」第一篇)

反對説の四に對する答、人は常に貸すの義務なし、此點に於ては其は(上段引用句)まことに教訓に屬せり。然りと雖も、貸附に由て利を求む可からずと云ふは戒律に屬す(但し或種の利息を正當と認むる法利賽の教義に鑑みれば、愛敵が猶ほ一個の教訓たるに過ぎざるが如く、これも亦一教訓に過ぎずと云ふことを得べしと雖も)。又基督は上記引用の句に於ては利得の望みに就て云はずして、人に囑せられたる望みに就て云へるなり。何となれば吾人は人に望を置きて貸與その他の善行をなす可からず、獨り神に望を置きてのみ之を爲す可きものなればなり。反對説の五に對する答、貸附をなすの義務なき

ものはその所爲に對して報償を受くることを得べしと雖も、それ以上を求め可からず。然るに正に貸與せる丈けのものを返附せらるゝときは衡平並に正義の上より見て彼れは既に報償を得たるものなり。故に彼れにして其實質の消費以外に其用なき一物の利益權に對して、是れより多くを求むるは、これ實在せざる或物に對して代價を求むるものにして、此人の要求は不當なり。

反對説の六に對する答、銀器の主なる用途は消費にあらず、從て、その所有權を保持しながら其使用を賣ることは正當なり。反之銀貨の主なる用途は交換の爲め之を投棄するに在り。從て其使用を賣り同時に併せて其貸附額の返還を豫期するは正當ならず。但し銀器も第二次に於ては之を交換の用に供することを得べく斯る用は之を賣るも正當なることを注意せざる可からず。同様に銀貨にも亦例へば之を展覽に供し、

或は之を擔保として寄託するが如き第二次の用途あるべし。貨幣の此種の用を賣るは正當なり。反對説の七に對する答、利息を支拂ふものは單に任意に之を爲すにあらず、其所有者が無利息にて貸すことを肯せざる貨幣を借らざる可からざる必要に迫りて之を爲すなり。

註一、英譯獨譯共に詩篇第十八篇八節に作れども指定の節には此一句なし。恐らくは誤記ならんか。
註二、英譯獨譯共に第十四篇五節に作れども引用の句は第十五篇五節にあり。故に改めたり。

第十九世紀の文明史及び文明史家(上)

間 崎 万 里

茲に述べようとするのは、Bernheim, Fucker と並び稱せられてゐる G. P. Gooch 教授の著 History and Historians

in the 19th. Century, 1913. 中の一章より抄譯せるものであつて、文明史の研究に志す初學者の一助ともならば、紹介者の満足する所である。彼は次の如くに既に記してある。

歴史の範圍は漸次に擴張せられて、遂に人文生活のあらゆる方面を網羅することとなつた。最早や今日、シーローと共に歴史は國家の傳記なりとか、フリーマンと共に歴史は過去の政治に過ぎずなどと、主張せんとする者はないであらう。諸國民の發達、偉人の功績、黨派の消長などは、依然として史家の興味をそゝる主題の中に數へられてはゐるが、併し自然の影響や、經濟的要素の勢力や、思想の起源と變化や、科學と藝術、宗教と哲學、文學と法律などの貢獻や、生活の物質的條件や、民衆の運命などといふが如き問題は、今や少からず史家の注意を求むることゝなつた。故に歴史家は人生の全般を十分によく觀察しなければならぬ。

『文明史』とは、政治的ならざる文化の方面に與へられた名である。この流派の開祖、ヴォルテアの作である『ルイ十四世時代』は、國民の全生活が描寫された書物の初、又その『風習論』は、實際の文明史の初である。ヴォルテアの關いた道は、他の史家の追ふ所となつた。ヴィンケルマンは上古の藝術の歴史をば希臘思想の發露であるとし、ヘーレンは商業の發展に研究を進め、ユスツス・メーザーは農民に着目して經濟組織と政治組織との間に存する關係を明にした。ヘルダー一派の主義主義者は民族精神に注意を拂ひ、シュロッサーやギンゾーの諸著は長足の進歩を遂げた。然るに尙ほ第十九世紀の前葉に於ては、文明史の眞價は殆ど認められず、ワハスムートとコルプの企てになつた、文明の概説は連絡のない細事の集成に止つてゐた。